

令和2年度 事業実施、総合評価落札方式の  
新たな取り組み説明会

近畿地方整備局(港湾空港関係)  
入札・契約制度に係る取り組みについて

令和2年3月24日

近畿地方整備局 港湾空港部  
品質確保室





# 資料構成

	ページ	備考
1. 共通事項		
1-1 品確法「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等について	2	
1-2 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について	3	
1-3 総合評価落札方式について(変更なし)	4	
1-4 <u>令和2年度 総合評価落札方式における入札契約時の新規取組概要</u>	5	
1-5 <u>令和2年度 総合評価落札方式における入札契約時の継続対応概要</u>	6	
2. 工事に関する取り組みについて		
2-1 工事の発注方式(変更なし)	7	発注方式
2-2 工事の配点割合( <u>地元企業活用審査型、陸上工事チャレンジ型の追加</u> )	8	発注方式
2-3 <u>地元企業活用審査型の適用の拡大</u>	9	発注方式
2-4 <u>陸上工事チャレンジ型（施工計画重視型）の試行</u>	10	発注方式
2-5 <u>地元企業の受注機会確保に向けた取り組み(継続)</u>	11	発注方式
2-6 <u>作業船保有状況の評価の見直し（作業船を使用する工事）</u>	12	評価方法
2-7 <u>災害時に対応出来る作業船の評価（作業船を使用しない工事）</u>	15	評価方法
2-8 <u>企業評価における評価項目の追加（i - Construction大賞等）</u>	17	評価方法
2-9 <u>自主的社会活動評価の見直し</u>	18	評価方法
2-10 <u>施工能力評価型I型（施工計画重視型）における工程計画作成の見直し</u>	19	評価方法
2-11 <u>発注手続きにおける期間設定の見直し</u>	21	手続き
2-12 <u>工事に係る競争参加資格確認申請書の添付資料の見直し</u>	22	手続き
3. 業務に関する取り組みについて		
3-1 業務の配点割合(変更なし)	23	発注方式
3-2 <u>複数種類業務の技術的難度の見直し</u>	24	発注方式
3-3 <u>業務成績評定対象の拡大</u>	25	評価方法
3-4 <u>他地方整備局での表彰実績を加点対象へ拡大</u>	26	評価方法
3-5 <u>港湾・海洋調査士等の資格の評価(変更なし)</u>	28	評価方法
3-6 <u>工事における設計士、維持管理士資格の評価(変更なし)</u>	29	評価方法
3-7 <u>技術提案作成に必要な過年度業務資料のデジタル閲覧の試行(新規)</u>	30	手続き
4. その他		
4-1 その他留意事項	35	

※アンダーラインは変更、  
新たな取り組み  
※記載内容はR2.3時  
点であり、内容は公告  
までに変更される可  
能性があります



# 1-1 品確法「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等について

## 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(H17.4.1施行)

- 【背景】社会背景
- ・厳しい財政状況
  - ・ダンピングの増加
  - ・不良工事の増加
  - ・発注者の能力差

- 【背景】不正行為
- ・ゼネコン汚職(H5)
  - ・元建設大臣受託収賄容疑(H12)
  - ・鋼橋談合(H17)
  - ・水門談合(H18)
  - ・高知談合(H24)

国等の責務の明確化、公共工事の品質確保

Before

価格

After 総合評価落札方式

価格



品質

品質を高めるための新しい技術やノウハウ

## 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」一部改正 (H26.4.1施行)

【背景】

- ・ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- ・現場の担い手不足、若年入職者減少
  - ・発注者のマンパワー不足
  - ・地域の維持管理体制への懸念
  - ・受発注者の負担増大

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

### 関連3法(担い手3法)

#### 品確法(H7制定)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

目的：公共工事の品質確保の促進

- ・現在及び将来の国民のために公共工事の品質を確保
- ・多様な入札契約方式の導入・活用
- ・国の地方自治体への援助

#### 入契法(H12制定)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

目的：公共工事の入札契約の適正化

- ・透明性の確保および公正な競争の促進
  - ・不正行為の排除の徹底
  - ・適正な施工の確保

#### 建設業法(S24制定)

目的：建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

- ・建設業の許可や監督処分
  - ・請負契約の適正化
  - ・技術者の配置



# 1-2 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

令和元年6月改正

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実する新・担い手3法改正を実施

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶価格のダンピング対策の強化建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

### ○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

推進  
働き方改革の推進

### ○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

推進  
生産性向上への取組

### ○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

追加  
災害時の緊急対応強化  
持続可能な事業環境の確保

## 追加

### ○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

### ○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

### ○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

### ○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

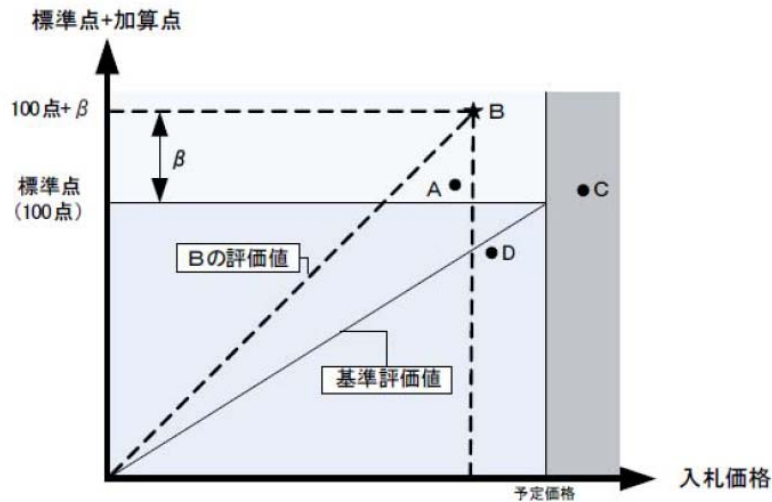
## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>



# 1-3 総合評価落札方式について(変更なし)

○ 除算方式(工事に採用)

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

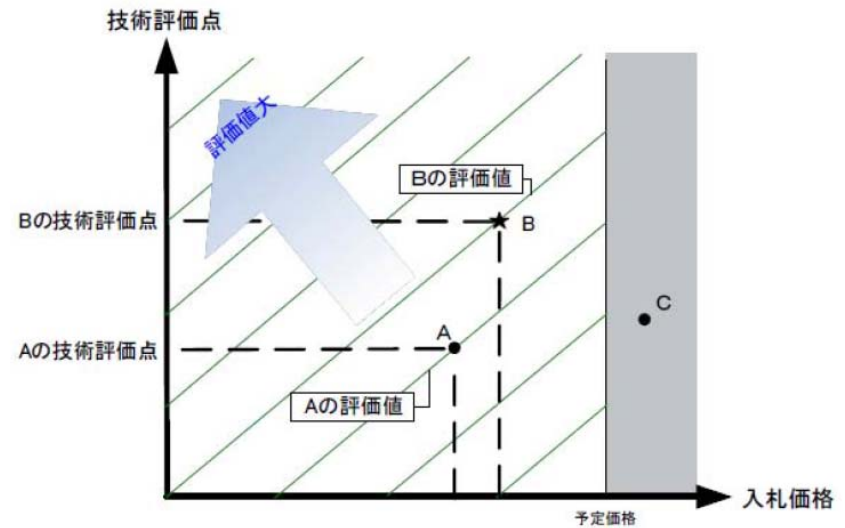


- は、「要件①(入札価格が予定価格の範囲内)」を満足しない領域
- は、「要件②(最低限の要求要件)」を満足しない領域

- ✕ C社は、『要件①』を満たしていない。  
入札価格 > 予定価格
- ✕ D社は、『要件②』を満たしていない。
- ✕ A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。
- B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

○ 加算方式(業務に採用)

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + \text{技術評価点} \end{aligned}$$



- は、「要件(入札価格が予定価格の範囲内)」を満足しない領域

- ✕ C社は、『要件』を満たしていない。  
入札価格 > 予定価格
- ✕ A社は、入札価格(価格評価点)では上位だが、評価値がB社を下回る。
- B社は、要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

出典：公共工事における総合評価方式活用検討委員会「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン 参考資料」(平成17年9月)





# 1-4 令和2年度 総合評価落札方式における入札契約時の新規取組概要

	働き方改革	担い手育成・確保	生産性の向上
新規	技術提案資料作成期間が短い施工能力評価型（I型施工計画重視型）において土日を除く営業日で期間を設定（工事）（オリジナル）	港湾工事の入札参加や受注機会が少ない陸上工事力を保有する優良な地域企業が競争参加しやすい施工能力評価型I型「陸上チャレンジ型」を実施（試行）（工事）（オリジナル）	「i-Construction大賞」受賞社の加点評価（工事）
	競争参加時の提出資料の削減。R2dは技術者の資格証、作業船関係書類、環境団体支援資料提出の2度目の提出を同一年度に限り省略。（工事）（オリジナル）	作業船を使用する工事において使用する作業船の保有形態、新造、環境性能に応じて加点評価の見直し（工事）	過年度業務資料のデジタル閲覧（試行）（業務）
		作業船を使用しない港湾土木工事（ブロック製作等）を対象に、災害時に活用できる作業船を自社保有していることに対して加点評価（工事）	
		現場技能者の保有資格「建設マスター」に加え「建設ジュニアマスター」資格も加点評価（工事）	
		業務成績評定対象の拡大（技術者の過去の成績加点に国総研業務実績を対象）（業務）	

## 【その他：3本柱以外】

「品質の確保」複数種類業務の場合の技術的難度の見直し（業務）（発注方式）

「品質の向上」他整備局での表彰実績の加点評価（業務）（評価方法）（オリジナル）

※オリジナルは近畿オリジナルの取組み



# 1-5 令和2年度 総合評価落札方式における入札契約時の継続対応概要

	働き方改革	担い手育成・確保	生産性の向上
継 続	電子入札システム申請時における工事実績等の提出資料の簡素化(工事)	技術指導者を活用した若手技術者の登用促進(工事、業務)	施工時にICT導入の場合加点評価(工事)(SⅡ型、施工者希望型工事を対象)
	配置予定監理技術者の契約後・着手前に変更を承認(工事)	競争参加の際にJV構成員に地元企業を参画「新地元企業活用型」(試行)(工事)(オリジナル)	
	一括審査の適用(工事)	担い手確保に資する地域企業の受注機会確保を図るため、実績よりも技術提案(施工計画)の加点比率を高めたチャレンジ型の活用(工事、業務)や 地域企業を活用する場合その企業を評価対象にする地元企業活用審査型、 下請け時の施工経験を元請けの実績として認める(工事)等の 参加要件の緩和・拡大を継続	
		工事において監理技術者が国交省登録資格「海洋・港湾構造物設計士」を保有していれば加点評価(工事)	
		管理技術者「技術士」に加え「当該業務に特化した資格」保有者を現場に配置した場合、加点評価1位(業務)(オリジナル)	

【その他:3本柱以外】社会・地域貢献の評価項目「海洋環境保全団体支援活動」についてさらに支援を促すために評価を緩和(工事)(評価)



## 2-1 工事の発注方式(変更なし)

		施工能力評価型 〈施工能力を評価する〉		技術提案評価型 〈施工能力に加え、技術提案を求めて評価する〉			
		II型	I型		S型	A型	
			標準型	施工計画重視型		AIII型	AI,AII型
分類の考え方	工事内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合		
	提案内容	求めない	施工計画		施工上の工夫等に係る提案		
	評価方法	企業・技術者の能力等のみで評価	可・不可の二段階で評価	点数化して評価	点数化して評価		
	ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施		必要に応じて実施		
	段階選抜	実施しない	必要に応じて実施		必要に応じて実施		
	予定価格	標準案に基づき予定価格を作成		標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成	
評価イメージ							
評価方法	$\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」}}{\text{入札金額}}$		$\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」} + \text{「施工計画」}}{\text{入札金額}}$		$\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」} + \text{「技術提案」}}{\text{入札金額}}$ <p style="text-align: center;">WTOは技術提案のみ評価</p>		
				$\frac{100 + \text{「技術提案」}}{\text{入札金額}}$ <p style="text-align: center;">「企業・技術者の能力等」は一次選抜時のみ評価</p>			

小さい

技術的工夫の余地

大きい





## 2-2 工事の配点割合(地元企業活用審査型、陸上工事チャレンジ型の追加)

施工 能力 評価 型	II 型	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 40(30)</td></tr> <tr> <td>企業の能力等 16(12)</td> <td>技術者の能力等 16(12)</td> <td colspan="2">地域・貢献等 8(6)</td> </tr> </table>				総合評価対象 40(30)				企業の能力等 16(12)	技術者の能力等 16(12)	地域・貢献等 8(6)		( )内は施工体制確認型ではない場合		
	総合評価対象 40(30)															
	企業の能力等 16(12)	技術者の能力等 16(12)	地域・貢献等 8(6)													
	I 型	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 40(30)</td></tr> <tr> <td>企業の能力等 16(12)</td> <td>技術者の能力等 16(12)</td> <td colspan="2">地域・貢献等 8(6)</td> </tr> </table>				総合評価対象 40(30)				企業の能力等 16(12)	技術者の能力等 16(12)	地域・貢献等 8(6)				
	総合評価対象 40(30)															
企業の能力等 16(12)	技術者の能力等 16(12)	地域・貢献等 8(6)														
I 型 〔施工計画重視型〕	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 40</td></tr> <tr> <td>施工計画 20</td> <td>企業の 能力等 8</td> <td>技術者の 能力等 8</td> <td>地域・ 貢献等 4</td> </tr> </table>				総合評価対象 40				施工計画 20	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事への適用を想定。			
総合評価対象 40																
施工計画 20	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4													
I 型 〔施工計画重視型〕 (地元企業活用審査型)	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 40</td></tr> <tr> <td>施工計画 20</td> <td>地元企業の 工事成績等 3</td> <td>活用状況 3</td> <td>企業の 能力等 6</td> <td>技術者の 能力等 6</td> <td>地域・ 貢献等 2</td> </tr> </table>				総合評価対象 40				施工計画 20	地元企業の 工事成績等 3	活用状況 3	企業の 能力等 6	技術者の 能力等 6	地域・ 貢献等 2		
総合評価対象 40																
施工計画 20	地元企業の 工事成績等 3	活用状況 3	企業の 能力等 6	技術者の 能力等 6	地域・ 貢献等 2											
I 型 〔施工計画重視型〕 (海上工事チャレンジ型) (陸上工事チャレンジ型)	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 40</td></tr> <tr> <td>施工計画 30</td> <td>企業の 能力等 2</td> <td>技術者の 能力等 4</td> <td>地域・ 貢献等 4</td> </tr> </table>				総合評価対象 40				施工計画 30	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 4	地域・ 貢献等 4	※ 海上・陸上工事を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。			
総合評価対象 40																
施工計画 30	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 4	地域・ 貢献等 4													
技術 提案 評価 型	S II 型	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 50</td></tr> <tr> <td>技術提案 30</td> <td>企業の 能力等 8</td> <td>技術者の 能力等 8</td> <td>地域・ 貢献等 4</td> </tr> </table>				総合評価対象 50				技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4			
	総合評価対象 50															
	技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4												
	S II 型 (地元企業活用審査型)	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 60</td></tr> <tr> <td>技術提案 30</td> <td>地元一次下請企業の 工事成績等 5</td> <td>地元企業の 活用状況 5</td> <td>企業の 能力等 8</td> <td>技術者の 能力等 8</td> <td>地域・ 貢献等 4</td> </tr> </table>				総合評価対象 60				技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	
	総合評価対象 60															
	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4										
	S II 型 〔チャレンジ型〕	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 40</td></tr> <tr> <td>技術提案 36</td> <td>企業の 能力等 2</td> <td>技術者の 能力等 2</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				総合評価対象 40				技術提案 36	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 2			※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	
総合評価対象 40																
技術提案 36	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 2														
S I 型	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 60</td></tr> <tr> <td>技術提案 40</td> <td>企業の能力等 10</td> <td colspan="2">技術者の能力等 10</td> </tr> </table>				総合評価対象 60				技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10		※ 技術提案評価型(S I 型)においては、地域精通度・貢献等の評価は設定しない。			
総合評価対象 60																
技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10														
S I 型 (地元企業活用審査型)	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 60</td></tr> <tr> <td>技術提案 30</td> <td>地元一次下請企業の 工事成績等 5</td> <td>地元企業の 活用状況 5</td> <td>企業の能力等 10</td> <td>技術者の能力等 10</td> </tr> </table>				総合評価対象 60				技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 10	技術者の能力等 10			
総合評価対象 60																
技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 10	技術者の能力等 10												
S型・WTO	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 60</td></tr> <tr> <td colspan="4">技術提案 60</td> </tr> </table>				総合評価対象 60				技術提案 60							
総合評価対象 60																
技術提案 60																
A型	<table border="1"> <tr><td colspan="4">総合評価対象 70</td></tr> <tr> <td colspan="4">技術提案 70</td> </tr> </table>				総合評価対象 70				技術提案 70							
総合評価対象 70																
技術提案 70																



## 2-3 地元企業活用審査型の適用の拡大

**SI型からSII型、施工能力評価型I型(施工計画重視型)への適用**

対象：令和元年12月9日以降公告の工事

◆公共事業のうち、特に大規模工事については、大手企業が受注し、その下請業者として過去から取引のある会社を使用することが多くみられるが、災害対応、維持管理などを担うのは、地場の優良企業であり、また、地方の基幹産業として建設業を活性化させていく必要がある。そこで、地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、1次下請企業の工事成績、下請表彰の有無、地元企業の活用比率を評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」を試行する。

### 【概要】

#### (1)対象工事

港湾土木及び港湾等しゅんせつのAランクは、全国的に活動している者が多く、実態としてほとんどの場合下請けを使って工事を施工しているので、港湾土木Aランク工事を対象として試行する。なお、専門工事が主となる工事については対象としない。

#### (2)評価項目

**地元企業(施工府県に本店を有する企業)活用評価項目**として下記を設定。

- ①1次下請企業の工事成績
- ②1次下請企業の下請表彰の有無
- ③地元企業の活用比率  
(以下は通常の評価項目)
- ④施工体制  
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ⑤技術提案または施工計画
- ⑥企業的能力等
- ⑦技術者の能力等

#### (3)配点割合

下記を標準とする(SI型、SII型の場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)		施工体制 評価点 30点	加算点 最大60点 (技術提案及び企業の施工能力等)
		地元企業 評価点 最大10点	
地元企業 評価点 10点	企業 の 能力等 10点	技術者の 能力等 10点	技術提案 30点

#### (4)地元企業評価項目の評価方法

- ・1次下請企業の工事成績(最大4点)  
→下請比率が10%以上の地元企業すべてを対象とする。  
当該企業の同種工事における過去5力年の平均工事成績評定点が一定の点数以上であることを確約できる場合に加点。
- ・1次下請企業の下請表彰(1点)  
→下請比率が10%以上の地元企業のうち1者以上を対象とする。  
過去5力年の近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係)の下請表彰の有無。
- ・地元企業の活用比率(最大5点)  
→元請企業を含む地元企業の入札金額に対する予定活用割合に応じて加点。



## 2-4 陸上工事チャレンジ型（施工計画重視型）の試行（新規）

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

陸上工事力を保有する優良な地域企業が海上工事の実績が少ないために、入札参加や受注の機会が少ない企業が存在している為、**陸上工事チャレンジ型**を試行する。

### ■実施概要

企業・技術者の工事成績や表彰など実績による加点比率を下げ、施工計画等の加点等の加点比率を割増

項目		施工能力評価型			
		I型(標準型)	I型(海上チャレンジ型)	I型(陸上チャレンジ型)	
		施行計画重視型 施行体制確認型	施行計画重視型 施行体制確認型	施行計画重視型 施行体制確認型	
技術提案評価	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	12	20	20
		工程表作成	8	10	10
		配点	20	30	30
	企業能力	実績	2	1	1
		成績	3	-	-
		表彰	1	-	-
		技能者	1	1	1
		新技術	1	-	-
		配点	(8)	(2)	(2)
	技術者能力	実績	2	2	2
		成績	3	-	-
		表彰	1	-	-
		資格	1	1	1
		継続教育	1	1	1
		配点	(8)	(4)	(4)
	社会・地域貢献	作業船保有状況	-	4	-
		災害時に対応出来る作業船	-(1)	-	-(1)
		地域実績	1	1	1
		災害協定・活動	1	1	1
		BCP	1	-	1
自主的活動		1	-	1	
配点		(4)	(6)	(4)	
合計		(40) Max4	(42) Max4	(40) Max4	
		40	40	40	



## 2-5 地元企業の受注機会確保に向けた取り組み(継続)

名称：新地元企業活用型

[試行として近畿地方整備局(港湾空港部)の工事より1件以上選定する]

地元企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体で参加する場合は、代表者以外の構成員については地元企業を含むことを条件とする試行を行う。

### ■試行内容

- ・特定建設工事共同企業体(特定JV)で参加する場合は、代表者以外の構成員については地元企業を含むことを条件とする。
- ・地元企業とは、指定範囲内(市町村又は府県単位を基本とする)に本社(本店)を有する者とする。
- ・参加可能な地元企業が複数者(10者程度)該当することを予め確認することとし、必要に応じて代表者以外の構成員についての参加要件の緩和を行うものとする。



## 2-6 作業船保有状況の評価の見直し 1/3 (作業船を使用する工事)

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の以下の工事

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港湾工事の品質確保のために、これまで作業船の財産の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきた。作業船の隻数の減少に歯止めをかけるため、「保有形態」、「新造」、「環境性能」の評価点の見直しを行う。

### ■実施概要

作業船を使用する工事を対象に、平成22年7月以降<sup>(注1)</sup>に「新造」し、環境基準<sup>(注2)</sup>を満たした作業船を総合評価にて評価する。なお、保有形態及び環境性能については、従前どおり、総合評価で評価する。

注1：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正（平成22年7月施行）

注2：上記法律に定められる「窒素酸化物排出量に係る放出基準」

### 【現 行】

評価項目		配点	評価基準
社会・地域貢献等	作業船保有状況	保有形態	1.0(max) 自社保有、共有(持ち分比率に乗じて加点)
		新造	1.0(max) 平成22年7月以降に建造し環境基準を満たした作業船
		環境性能	0.5(max) 環境基準達成の有無
		合計	2.0(max) 『環境性能』と『新造』の重複した評価はしない



### 【見直し】

評価項目		配点	評価基準
社会・地域貢献等	作業船保有状況	保有形態	2.0(max) 自社保有、共有(保有・保険支払比率に応じて加点)
		新造	2.0(max) 平成22年7月以降に建造し環境基準を満たした作業船(出資持ち分比率に応じて加点)
		環境性能	1.0(max) 環境基準達成の有無(出資持ち分比率に応じて加点)
		合計	4.0(max) 『環境性能』と『新造』の重複した評価はしない

上記配点は施工能力評価型（Ⅰ型(施工計画重視型)、海上工事チャレンジ型）及び技術提案評価型（SⅡ型）のもので、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）は上記の2倍の配点となる



## 2-6 作業船保有状況の評価の見直し 2/3 (作業船を使用する工事)

### ○総合評価における評価方法の見直し

1. 『保有形態』の評価方法は、以下のとおり「登記簿」の保有比率又は、「海上保険証券」の保険支払比率に応じて加点する。

- ・登記簿の保有比率50%以上又は、海上保険証券の保険支払比率50%以上 (2.0点)
- ・登記簿の保有比率20%以上50%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%以上50%未満 (1点)
- ・登記簿の保有比率20%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%未満 (0.5点)

2. 『新造』の評価は、以下のとおり平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、新造のみに関わる企業の出資比率に応じて加点する。なお、加点期間は、新造後15年を標準とする。

- ・出資持ち分比率が50%以上 (2点)
- ・出資持ち分比率が20%以上50%未満 (1点)
- ・出資持ち分比率が20%未満 (0.5点)

3. 『環境性能』の評価方法は、以下のとおり作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の取替等に関わる企業の出資比率に応じて加点する。なお、加点期間は、原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年を標準とする。

- ・出資持ち分比率が50%以上 (1.0点)
- ・出資持ち分比率が20%以上50%未満 (0.5点)
- ・出資持ち分比率が20%未満 (0.25点)

技術評価項目		評価基準		配点
社会・地域貢献	作業船保有状況	保有形態	自社保有又は共有(保有・保険支払比率50%以上)	2点
			共有(保有・保険支払比率20%以上50%未満)	1点
			共有(保有・保険支払比率20%未満)	0.5点
	新造(平成22年7月以降に建造し、環境基準達成(平成22年改正後)しているもの)	出資持ち分比率50%以上	2点	
		出資持ち分比率20%以上50%未満	1点	
		出資持ち分比率20%未満	0.5点	
	環境性能	出資持ち分比率50%以上	1点	
		出資持ち分比率20%以上50%未満	0.5点	
		出資持ち分比率20%未満	0.25点	
				Max 4点





## 2-6 作業船保有状況の評価の見直し 3/3 (作業船を使用する工事)

### 【現 行】

社会・地域貢献	作業船保有状況	保有形態	自社保有 1点 共有(持ち分比率を乗じて加点) 1点未満 その他(自社保有、共有以外) 0点	Max 2点	6点	
		新造(平成22年7月以降に建造し、環境基準達成(平成22年改正後)しているもの)	自社保有 1点			
			出資(出資比率を乗じて加点) 1点未満			
			その他(自社保有、出資以外) 0点			
		環境性能	環境基準達成(平成22年改正後)			自社保有 0.5点 出資(出資比率を乗じて加点) 0.5点未満 その他(自社保有、出資以外) 0点
			環境基準達成(平成22年改正前)			自社保有 0.25点 出資(出資比率を乗じて加点) 0.25点未満 その他(自社保有、出資以外) 0点
	環境基準未達成		0点			
	地域内工事の施工実績	平成〇〇年4月1日以降に完成・引き渡し完了した対象地域(〇〇県〇〇市)における公共工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事 1点 上記以外の機関が発注する工事 0.5点	1点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2カ年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)	1点	1点		
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無	0.5点			
自主的社会的活動	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業	1点				
	過去2カ年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなど、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	1点	Max 1点			
	過去2カ年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	1点				

### 【見直し】



社会・地域貢献	作業船保有状況	保有形態	自社保有又は保有・保険支払比率50%以上 2点 保有・保険支払比率20%以上50%未満 1点 保有・保険支払比率20%未満 0.5点	Max 4点	Max 6点
		新造(平成22年7月以降に建造し、環境基準達成(平成22年改正後)しているもの)	出資持ち分比率50%以上 2点		
			出資持ち分比率20%以上50%未満 1点		
			出資持ち分比率20%未満 0.5点		
		環境性能	出資持ち分比率50%以上 1点		
			出資持ち分比率20%以上50%未満 0.5点		
	出資持ち分比率20%未満 0.25点				
	地域内工事の施工実績	平成〇〇年4月1日以降に完成・引き渡し完了した対象地域(〇〇県〇〇市)における公共工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事 1点 上記以外の機関が発注する工事 0.5点	1点	
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2カ年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)	1点	1点	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無	0.5点		
自主的社会的活動	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業	1点			
	過去2カ年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなど、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	1点	Max 1点		
	過去2カ年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	1点			



## 2-7 災害時に対応出来る作業船の評価(新規) 1/2 (作業船を使用しない工事)

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

作業船の保有・維持は、大規模災害時の航路啓開、応急復旧作業のために必要不可欠である為、総合評価において災害時に迅速に対応できる作業船を自社保有している企業に対して加点評価を行う。

### ■実施概要

作業船を使用しない港湾土木工事（ブロック製作、ケーソン製作に限る）で以下の条件を満足する災害時に対応出来る作業船を自社保有することに対して評価する。

条件1. 迅速に対応する必要がある為、以下の作業船を「自社保有」している企業（自社保有には親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有又は親会社と共有で100%所有している船舶及び申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う（ファイナンスリース）船舶を含む）

条件2. 各種協会を通じて、近畿地方整備局（港湾空港関係）との災害協定の締結がある企業

確認資料：所有、船舶種別が確認出来る登記簿等の写し

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

### 【新規】

技術評価項目		評価基準	配点
社会・地域貢献	災害時に対応出来る作業船の保有	上表①～⑮に記載する災害時に対応出来る作業船の自社保有を評価する	1点



## 2-7 災害時に対応出来る作業船の評価(新規) 2/2 (作業船を使用しない工事)

### 【現 行】

社会・地域貢献	地域内工事の施工実績	平成〇〇年4月1日以降に完成・引き渡し完了した対象地域(〇〇県〇〇市)における公共工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事	1点	1点	4点
			上記以外の機関が発注する工事	0.5点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2か年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)		1点	1点	
		競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無		0.5点		
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業		1点		
自主的社会的活動	過去2か年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなど、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無		1点	Max 1点		
	過去2か年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無		1点			

### 【見直し】



社会・地域貢献	災害時に対応出来る作業船の保有	別紙に記載する災害時に対応出来る作業船の自社保有の有無		1点	1点	Max 4点
	地域内工事の施工実績	平成〇〇年4月1日以降に完成・引き渡し完了した対象地域(〇〇県〇〇市)における公共工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事	1点	1点	
			上記以外の機関が発注する工事	0.5点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2か年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)		1点	1点	
		競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無		0.5点		
建設事業継続計画(BCP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業		1点			
自主的社会的活動	過去2か年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなど、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無		1点	Max 1点		
	過去2か年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無		1点			

別紙に記載する災害時に対応出来る作業船は、①ポンプ浚渫船 ②グラブ浚渫船 ③バックホウ浚渫船 ④リクレーマ船 ⑤バージアンローダ船 ⑥空気圧送船 ⑦旋回起重機船 ⑧固定起重機船 ⑨クレーン付台船 ⑩杭打船 ⑪コンクリートミキサー船 ⑫ケーソン製作用台船 ⑬深層混合処理船 ⑭サンドドレーン船 ⑮サンドコンパクション船のいずれかとする。



## 2-8 企業評価における評価項目の追加（i-Construction大賞等）

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

品確法改正において、情報通信技術の活用等を通じてその生産性の向上を図るよう位置付けられており、i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）を受賞している企業は総合評価において加点対象とする。ただし、優良工事表彰(局長、事務所長)、安全管理優良表彰等との重複した加点評価は行わないものとする。又、建設業の担い手育成の観点より、建設ジュニアマスターの顕彰を受けている現場従事者を配置した場合も加点評価する。

### 【現 行】

企業の能力等	表彰	優良工事表彰(局長、事務所長)	過去5か年に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	1	Max 1点
		安全管理優良請負者表彰		1	
		優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰)		1	
		技術開発に関する表彰		1	
		コンクリート構造物品質コンテスト (旧名称:公共構造物品質コンテスト)の表彰		1	
		工事成績評定優秀企業認定		1	
	下請の表彰	1			
技能者の配置等	登録基幹技能者		1	Max 1点	
	建設マスター		1		

### 【見直し】

企業の能力等	表彰	優良工事表彰(局長、事務所長)	過去5か年に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	1	Max 1点
		安全管理優良請負者表彰		1	
		優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰)		1	
		技術開発に関する表彰		1	
		i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)		1	
		コンクリート構造物品質コンテスト (旧名称:公共構造物品質コンテスト)の表彰		1	
	工事成績評定優秀企業認定	1			
下請の表彰	1				
技能者の配置等	登録基幹技能者		1	Max 1点	
	建設マスター		1		
	建設ジュニアマスター		1		



## 2-9 自主的社会活動評価の見直し

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

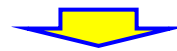
企業における社会貢献の更なる向上を目的とし、総合評価において海洋環境保全活動の評価を実施して来たが、評価基準を緩和する。

### ■実施概要

海洋環境保全活動の評価基準を見直し緩和する。

### 【現 行】

技術評価項目		評価基準	配点	
社会・地域貢献	自主的社会活動	過去2カ年(平成〇年度から平成〇年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	1点	Max 1点
		過去2カ年(平成29年度から平成30年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	1点	



### 【変 更】

技術評価項目		評価基準	配点		
社会・地域貢献	自主的社会活動	過去2カ年(平成〇年度から平成〇年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	1点	Max 1点	
		過去2カ年(平成〇年度から平成〇年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無 ※全ての活動に支援する必要はなく、1箇所/回以上の支援を評価	過去2カ年支援		1点
			過去2カ年のうち単年支援		0.5点





## 2-10 施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）における工程計画作成の見直し 1/2

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

施工計画重視型で提出する工程計画の作成にあたって以下を踏まえ、作成・記載して頂く内容を見直す。

- ・精緻で緻密な工程計画よりも、概要または概略の施工手順などの確認が目的。
- ・特記仕様書における工事内容、現地条件等を踏まえた施工手順の認識が重要。
- ・記載の注意点を様式の欄外に記載。
- ・評価基準（配点）については次項参照。

(別記様式4-2)

(用紙A4)

### 施工計画（工程計画）（見直し後）

工事名：○○工事														申請者：○○株式会社			
工種	単位	数量	月		月		月		月		月		月		月		
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
(記載例)																	
準備工					←												
○○工																	
○○工																	
○○工																	
○○工																	
後片付																	

※CIMモデル作成・更新

※指定部分工期 ○月○日

※3次元起工測量      ※3次元出来形測量

※3次元数量計算      ※3次元データとりまとめ

※CIMモデルとりまとめ

工事完成日 ○月○日

※印は工事内容に応じて記載

注1) 概略の施工手順等が確認できるよう簡略に記述するものとする。

注2) 記載にあたっては、特記仕様書における工事内容、現地条件等を踏まえた施工手順が重要である。なお、各工種の施工期間は精緻でなく提出者が想定する一般的なし標準的な施工期間で構わない。

注3) 工程表に記載する工種は、特記仕様書●.工事内容における全ての「工種（レベル2）」及び準備工、後片付けとし、それ以上の子細な記載は求めない。なお、指定部分工期、工事完成日は明記すること。また、ICTないしCIM対象工事においてその当該期間を記載すること（例：測量や納品物作成期間。上記参照）。

注4) 著しく不適切又は白紙、未提出の場合は加点しない。なお加点しない場合は【評価基準】工程計画を参照。





## 2-10 施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）における工程計画作成の見直し 2/2

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

### 評価基準（配点）の見直し

- ・ 4段階評価から2段階評価へ。
- ・ 評価基準(判断基準)をより具体的に記載。特にゼロ点となる条件を明示。

工事名：〇〇工事

### 【評価基準】

工程計画 見直し前

【◎=8点】、【○=6点】、【-・×:0点】の3段階評価を行う。

評価	配点	評価基準	通知
◎	8点	本工事の理解度が高く、的確な工程計画である。	○:可(加点評価する)
○	6点	本工事の理解度があり、的確な工程計画である。	○:可(加点評価する)
-	0点	本工事の理解度が認められ、概ね的確な工程計画である。	-:否(加点評価しない)
×	-	設計図書に明示した工事内容が明らかに網羅されておらず工程計画として認められないもの	×:否(提案と見なさない、著しく不適切な記載であり施工計画全体を不適切とする)

工程計画 見直し後

【◎=8点】、【-:0点】の2段階評価を行う。

評価	配点	評価基準	通知
◎	8点	特記仕様書の●工事内容における全ての工種(レベル2)及び準備工、後片付けの記載があり、それらが概略の施工手順として妥当性を確認することができ、指定部分工期及び工事完成日が特記仕様書と整合している。	○:可(加点評価する)
-	0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく不適切又は白紙、未提出であった場合。</li> <li>・指定部分工期及び工事完成日が特記仕様書と整合していない場合。</li> <li>・準備工、後片付け、ICTないしCIM対象工事においてその当該期間を記載すること(例:測量や納品物作成期間)</li> <li>・特記仕様書の●工事内容における全ての工種(レベル2)について、1工種以上の記載もれがある。</li> </ul>	-:否(加点評価しない)



# 2-11 発注手続きにおける期間設定の見直し

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

入札契約手続き期間中において、土日や祝祭日確保の観点から、手続きスケジュール期間を営業日ベースで必要日数を設定管理に統一。競争参加者、発注者両方の適切な期間設定を目指す。

現状、営業日（土日、祝祭日を除く）での期間（赤）と、土日等含む期間（青）がある為、営業日ベースで統一管理。

とりわけ施工能力評価型I型（施工計画重視型）は技術提案評価型と比べ、公告から参加申請迄の期間が他と比べると短い為、土日を含まない日数で設定することで、資料作成期間の確保を図る。

	【比較例】 施工能力評価型 I 型 (施工計画重視型)	技術提案評価型 WTO
入札公告から 参加申請書提出	10日 (土日含む)	30日 (土日含む)

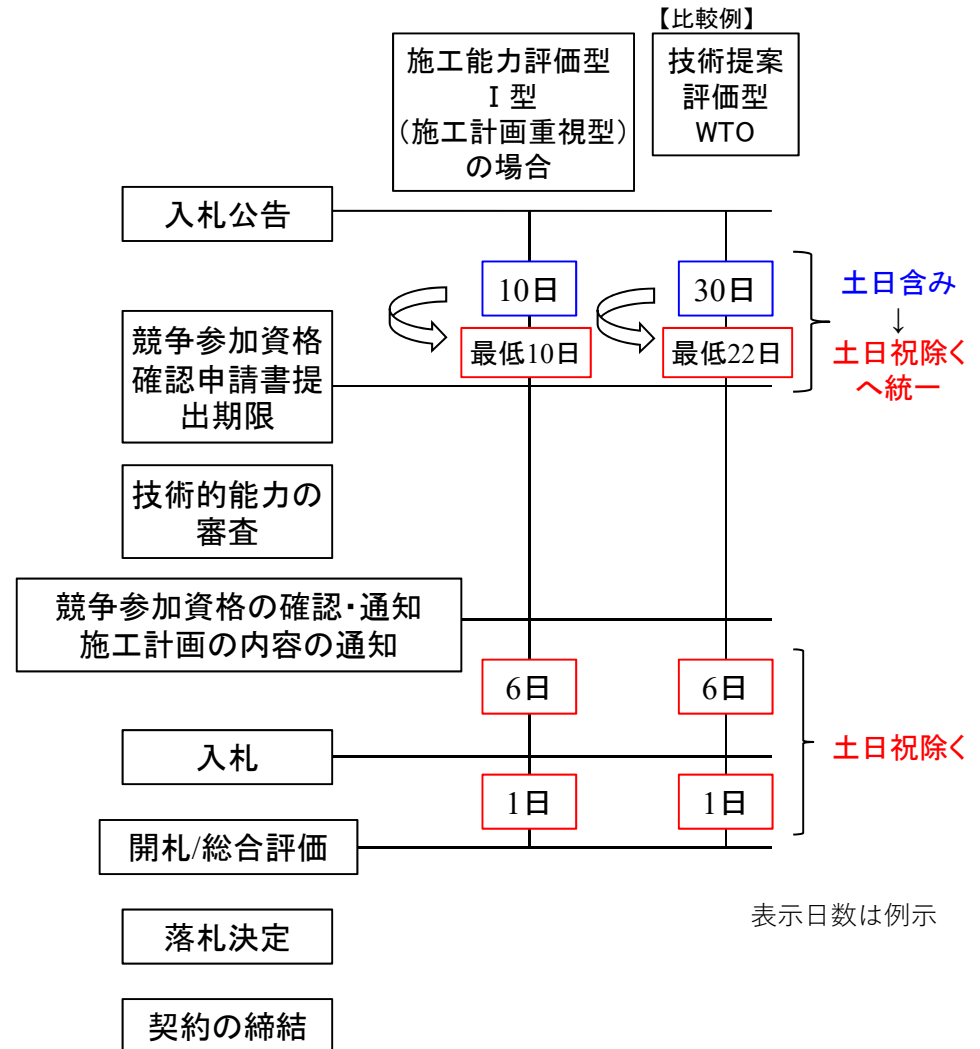
- ・営業日管理
- ・申請書作成期間確保
- ・営業日管理

最低10日 (土日含まない営業日)	最低22日 (同左)
----------------------	---------------

### ■実施対象

施工能力評価型（施工計画重視型）

他の発注方式の申請書作成期間は現状のままとする。





## 2-12 工事に係る競争参加資格確認申請書の添付資料の見直し

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の工事

○ペーパーレス、業務改善に資する為、申請内容を確認する添付資料について、年度開始の発注工事申請時に添付した確認資料は、同一年度に限り次回の申請以降の添付を省略することが出来ることとする。

○確認資料に変更があった時は、変更後の確認資料を添付すること。(表彰の確認資料等)

【対象】 原則、全ての工事

### ■競争参加申請書類

従来通り誤謬のないよう記載すること

### ■競争参加資格確認資料

年度内に提出した以下の申請に係る確認資料に限り、同一年度内は省略可とする。

但し資格の更新等、既提出の資料に更新等があった場合は、更新後の資料を提出すること。

### ■削減例(枚数表示)

削減対象 項目 →		競争参加資格				企業の能力等			配置予定技術者の能力		社会・地域貢献等				合計
		等一級以上の土木施工管理技士又は同	監理技術者資格者証	監理技術者講習修了証	健康保険証	表彰	有用な新技術の活用	取得 ISO9000シリーズ認証	優秀建設技術者表彰	有無 工事に適応される各種資格の有無	作業船保有状況	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	P)建設事業継続計画(B/C)の認定	自主的社会的活動	
申請時削減一例	A者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 1.0					▲ 13.0	▲ 1.0	▲ 16.0	▲ 34	
	B者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 1.0			▲ 3.0	▲ 6.0	▲ 19.0	▲ 1.0		▲ 33	
	C者	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0			▲ 2.0		▲ 9.0	▲ 1.0		▲ 17	
	D者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 2.0		▲ 3.0	▲ 1.0		▲ 11.0	▲ 1.0		▲ 21	
	E者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 1.0					▲ 17.0	▲ 1.0		▲ 22	
	F者	▲ 0.25	▲ 0.25	▲ 0.25	▲ 0.25						▲ 3.0	▲ 1.0		▲ 5	



## 3-1 業務の配点割合(変更なし)

発注方式		配点割合					
総合評価 落札方式	業務能力重視型 (1:1)	業務能力重視型 1:1		1			
		価格点	業務理解度				
	業務能力重視型 1:1 (チャレンジ型)		1				
	価格点	業務理解度(履行上の留意点含む)					
	簡易型 (1:1)	簡易型 1:1		1			
		価格点	技術者の資格・実績等 12.5~25%	技術者の成績・表彰 25~37.5%	実施方針 50%		
簡易型 1:1 (チャレンジ型)		1					
価格点	技術者の資格・実績等 23.3%	実施方針(履行上の留意点含む) 76.7%					
標準型 (1:2) (1:3)	標準型 1:2		1			2	
	価格点	技術者の資格・実績等 7.5~15%	技術者の成績・表彰 18~25.5%	実施方針 15~30%	評価テーマ 37~52%		
	標準型 1:3		1			3	
	価格点	技術者の資格・実績等 5~10%	技術者の成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%	評価テーマ 50~62.5%		
プロポーザル	25%		75%				
技術者の資格・実績等 5~10%	技術者の成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%	評価テーマ 50~62.5%				



## 3-2 複数種類業務の技術的難度の見直し

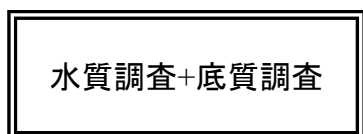
対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

従来、環境系調査において、水質と底質調査の複数種類を一件で契約し規模に応じて簡易型1：1で発注していた案件があった。

今後、複数種類の業務の場合、計画・準備、調査実施、取りまとめ等を多面的に行うことで一層の品質向上を目指すために、発注段階で「実施方針と評価テーマに関する技術提案」を求める総合評価落札方式（標準型1：2）へ移行する。

- 実施対象 公募を行う総合評価落札方式 水質調査、底質調査、底生生物調査等複数の内容の業務を組み合わせる場合。  
業務規模が500万円以下の業務能力重視型は対象としない。

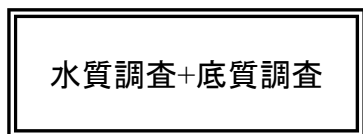
【現 行】



総合評価落札方式（簡易型1：1）  
実施方針を評価（評価テーマに対する提案は求めている）



【見直し】



総合評価落札方式（標準型1：2）  
実施方針及び評価テーマに関する技術提案を評価



### 3-3 業務成績評定対象の拡大

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

これまでの参加企業、技術者の業務成績評定の対象であった地方整備局、沖縄総合事務局に、業務成績評定基準が港湾系と統一された**国土技術政策総合研究所による成績評定を対象に加える。**

#### ■実施対象

公募を行うプロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型、簡易型、業務能力重視型）

#### 【現 行】

	企業	技術者
参加資格確認時	地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上	地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上
技術提案の評価時		地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)のうち平成28年度から平成30年度に完了した建設コンサルタント等の業務の平均業務成績評定点(技術者評定点)。

#### 【見直し】

	企業	技術者
参加資格確認時	地方整備局、沖縄総合事務局 <b>及び国土技術政策総合研究所</b> が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上	地方整備局、沖縄総合事務局 <b>及び国土技術政策総合研究所</b> が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上
技術提案の評価時		地方整備局、沖縄総合事務局 <b>及び国土技術政策総合研究所</b> が発注した業務(港湾空港関係)のうち平成28年度から平成30年度に完了した建設コンサルタント等の業務の平均業務成績評定点(技術者評定点)。





## 3-4 他地方整備局での表彰実績を加点対象へ拡大 1/2

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

従来、表彰実績の加点対象は、近畿地方整備局（港湾空港関係）による表彰だけであったが、他地方整備局等による表彰実績も加点対象とすることで、表彰対象となる配置予定技術者の意欲向上と業務成果の品質向上を図る。

### ■実施対象

公募を行うプロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型、簡易型）。  
業務規模が500万円以下の業務能力重視型は加点項目にない為、対象としない。

### 入札説明書事例

	【現行】配置予定技術者	【見直し】配置予定技術者
特定段階の評価基準	<p>近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までに完了した業務のうち、〇〇〇における優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の経歴について、下記の順位で評価する。 (照査技術者の業務経験は認めない)</p> <p>① 局長表彰の実績がある 18点 ② 港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある 9点 ③ 上記以外 0点 ※配点は、プロポ、標準型1:3の場合</p> <p>【〇〇〇には、建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)、建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)、建設コンサルタント等(設計関係業務)、測量・調査のいずれかを記載する】</p>	<p>地方整備局又は沖縄総合事務局が発注の平成〇〇年度から平成〇〇年度までに完了した業務(港湾空港関係)のうち、□□□における優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の有無により下記の順位で評価する。 なお、近畿地方整備局の表彰については、表彰実績区分が〇〇〇の場合優位に評価する。 国土技術政策総合研究所が発注の平成〇〇年度から平成〇〇年度までに完了した建設コンサルタント等の業務(港湾空港関係)のうち、建設コンサルタント等における優良業務又は優秀技術者表彰の有無により評価する。 (照査技術者の業務経験は認めない)※配点は、プロポ、標準型1:3の場合</p> <p>① 近畿地方整備局長表彰の実績がある 18点 ② 近畿地方整備局港湾空港部長表彰又は管内事務所長表彰の実績がある 9点 ③ 近畿地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰又は国総研所長表彰の実績がある。近畿地方整備局の表彰実績区分が〇〇〇以外。 6点 ④ 上記以外 0点</p> <p>【〇〇〇には、建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)、建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)又は建設コンサルタント等(設計関係業務)のいずれかを記載する。 □□□には、建設コンサルタント等又は測量・調査のいずれかを記載すること。測量・調査の場合は「なお、近畿・・・に評価する。」③の「また、近畿・・・異なる場合」を削除】</p>

\* 表彰は、技術者に対して行っており、企業は加点対象としない。  
\* 表彰は、参加要件確認時の確認事項の対象外。



## 3-4 他地方整備局での表彰実績を加点対象へ 2/2

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

現 行		見直し		
補足説明	表彰実績区分合致		表彰実績区分合致	表彰実績区分が異なる
①局長表彰の実績がある	18点	①(近畿の)局長表彰の実績がある (業務区分が合い表彰実績区分が合う)	18点	
②港湾空港部長表彰又は事務 所長表彰の実績がある	9点	②(近畿の)港湾空港部長表彰又は事務 所長表彰の実績がある (業務区分が合い表彰実績区分が合う)	9点	
		③近畿地方整備局以外の局長表彰、事 務所長表彰又は国総研所長表彰の実績 がある(業務区分は合うが表彰実績区分 が合わないため※)  近畿地方整備局の表彰であっても表彰実 績区分が異なる場合(業務区分は合うが 表彰実績区分が合わない場合)		6点  6点
③上記以外	0点	④上記以外(表彰がない場合)	0点	

※配点は、プロポ、標準型1:3の場合  
※R2.3時点で、近畿と近畿以外の表彰実績区分は異なっている

業務区分

建設コンサルタント等

測量・調査

表彰実績区分

表彰実績区分	区分選別基準
① 建設コンサルタント等 (港湾計画調査関係業務)	②～③以外の建設コンサルタント等業務
② 建設コンサルタント等 (発注者支援関係業務)	管内技術審査補助、施工状況確認等補助又は監督補助の業務 に限る
③ 建設コンサルタント等 (設計関係業務)	予備設計・基本設計・細部設計・実施設計、構造検討調査、解析、 耐震性能検証、技術検討・技術開発(うち設計に関する業務)又は 維持補修・長寿命化検討業務の業務に限る
④ 測量・調査	競争参加資格が測量・調査業務に限る



## 3-5 港湾・海洋調査士等の資格の評価(変更なし)

- ①業務能力評価型を除く全ての業務について、技術提案評価段階における技術者資格の評価を行う。
- ②測量・調査業務及び設計業務について、専門性の高い資格を評価する試行をWTO対象業務以外の業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型、簡易型）において実施する。

試行A 測量・調査業務 → 専門資格保有者を現地調査中、専任で配置する場合に加点。

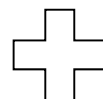
試行B 設計業務 → 専門性の高い資格を複数資格として保有する場合に加点。

### ●競争参加要件として設定した資格の評価

評価例

A 評価	技術士、博士
B 評価	国土交通省登録技術者資格 (RCCM等)
C 評価	上記以外

※ 技術者資格は、業務内容に応じて設定する。



### ●専門資格(専門性の高い資格)の評価

試行A (測量・調査)

専門資格を専任で配置する場合評価

港湾海洋調査士、水路測量技術など

試行B (設計)

専門性の高い資格を複数保有する場合

海洋・港湾構造物設計士、海洋・港湾構造物維持管理士

○近畿の港湾・海洋調査士の評価として平成27年9月より、右表の評価を実施しています。

港湾・海洋調査士だけの評価は必ずしも技術士とは同等の評価とはなっていませんが、現地調査に担当者を専任で配置すると高評価となるように設定しています。

これは、海洋調査の特性を熟知した港湾・海洋調査士を配置することで、安全にかつ確実に測量・調査を実施することが期待されるため加点する試行を行っています。

技術士資格に調査士資格保有の場合と現地に張り付ける場合

管理技術者	技術士	6	技術士	6	技術士	6	技術士	6
	—		調査士	6	調査士	6	—	
現地担当	—		—		調査士	6	調査士	6
合計		6/12点		6/12点		12/12点		12/12点

管理技術者が技術士と調査士の資格を持っている場合

調査士資格だけの場合と現地に張り付ける場合

管理技術者	—		—	
	調査士	3	調査士	3
現地担当	—		調査士	6
合計		3/12点		9/12点

調査士は港湾海洋調査士



## 3-6 工事における設計士、維持管理士資格の評価(変更なし)

国土交通省登録資格の目的として、登録資格者は、公共工事に関する調査及び設計等に関して必要な知識・技術を有する者として評価されることで、社会的な地位の向上や活躍の機会拡大を図るとされているため、港湾の工事の総合評価においても、海洋・港湾構造物設計士、海洋・港湾構造物維持管理士の資格を取得している監理技術者(技術指導者を含む)を配置した場合、加点対象を継続する。

### ■評価内容

- ・ 工事の配置予定技術者の能力として、土木学会認定土木技術者（1級）、技術士等の資格と同じく、海洋・港湾構造物設計士及び海洋・港湾構造物維持管理士の資格を有すると加点評価。  
海洋・港湾構造物維持管理士は、維持管理、改良等の工事では評価対象に設定。
- ・ 2資格以上あれば満点（例1点）。1資格の場合半分（例0.5点）。

### ■対象：技術提案評価型WTOを除くすべて

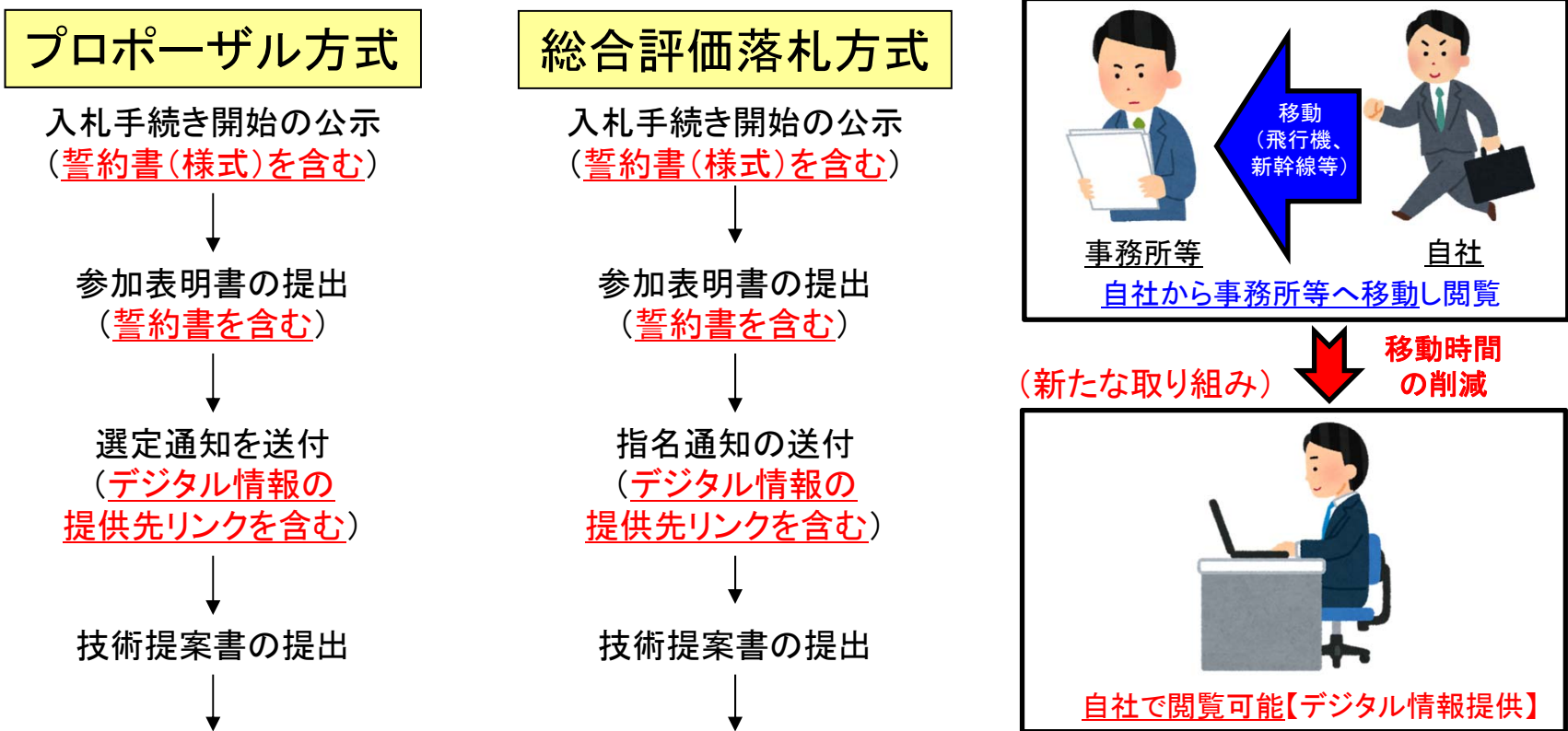


# 3-7 技術提案作成に必要な過年度業務資料のデジタル閲覧の試行(新規) 1/5

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

従来競争参加者は、技術提案作成に必要な過年度業務資料の閲覧の為、事務所、本局へ出向いていた。これを、誓約書を提出し競争参加を認められた社に対し、パスワードを発行し、当局ホームページ上で閲覧を可能とするもの。  
これにより、競争参加者の移動時間を大幅に短縮でき、生産性の向上に寄与する。

- 実施対象 令和2年4月1日以降に公示等を行う案件のうち、技術提案書の提出を行うプロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）においてあらかじめ抽出された案件
- その他 デジタル情報については、印刷不可とするとともにパスワードを設定し拡散を抑制する。  
なお、サーバ容量等物理的制約により一部限定する場合がある。  
(注) 従前と同様に公示後紙資料による閲覧を、参加可否判断が可能となるよう当面継続する。





## 3-7 技術提案作成に必要な過年度業務資料のデジタル閲覧の試行 2/5

### 誓約書(案)

令和〇年〇月〇〇日

支出負担行為担当官  
〇〇長〇〇 〇〇 殿

閲覧者) 住所〇〇〇〇〇  
電話番号〇〇〇  
会社名〇〇〇〇  
代表者名〇〇〇 印  
業者コード\*〇〇〇  
作成者) 担当部署〇〇〇  
氏名〇〇〇〇〇  
電話番号〇〇〇  
E-mail〇〇〇〇

令和〇年〇月〇〇日付けで公告(公示)のあった令和〇年度〇〇〇〇業務に係る技術提案書の作成のための既存資料の閲覧にあたっては、下記の事項を遵守することとし、誓約に反した場合において、弊社が指名停止等の措置を被ることになっても異議を申し立てないことを誓約いたします。

#### 記

1. 閲覧者(作成者)は、既存資料の閲覧内容を技術提案書作成に係わる関係者以外には秘密とし、また、本業務の技術提案書作成以外の目的に使用してはならない。
2. 閲覧者(作成者)は、既存資料の閲覧内容を第三者に漏らしてはならない。
3. 既存資料の閲覧内容は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務の技術提案書作成のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
4. 閲覧者(作成者)は、本業務の技術提案書作成後に、既存資料の閲覧内容について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
5. 既存資料の閲覧内容について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、本業務の技術提案書作成中・作成後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、発注者が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

※) 資格決定通知書(港湾空港関係)に記載されている業者コード

### ■ デジタル閲覧を認めない場合の具体例

- ・参加表明書の提出をしなかった者
- ・誓約書のみを提出した者、若しくは誓約書が未提出の者
- ・非選定(非指名)通知を受けた者
- ・誓約書の内容に不備がある者 など





選定通知書

令和〇年〇月〇日

〇者 殿

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局副局長 ○〇〇〇

選定通知書（案）

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった下記の業務について、技術提案書の提出者として選定したので通知します。

記

調達案件名称	〇〇業務
技術提案書締切日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分
理由または条件	<p>1. 技術提案書は、手続開始時に交付した説明書により作成、提出して下さい。</p> <p>2. 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。</p> <p>3. 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。</p> <p>4. 既存資料のデジタル閲覧については、以下のアドレスから入手してください。</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/index.html">http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/index.html</a></p> <p>閲覧時に必要なパスワードは以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">パスワード：◆◆◆◆◆◆</p> <p>閲覧（ダウンロード可能）期間については、技術提案書の提出期限日の前日までの休日等を除く毎日とし、ただし最終日は〇〇時〇〇分までとします。</p>

デジタル閲覧の  
項目を追記



## 指名通知書

令和 年 月 日

〇〇 殿

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局副局長 〇〇〇〇

### 指名通知書(案)

下記の調達案件について、指名競争に付するので、技術提案書を作成し提出されるよう御願ひ致します。

#### 記

調達案件名称	〇〇〇〇業務
技術提案書提出締切日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分
入札開始日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分
入札書提出締切日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分
開札予定日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分

- ・入札条件 履行期限 契約締結の日より令和〇年〇月〇日まで  
入札保証金 免除  
契約保証金 免除
- ・契約者 支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長
- ・関係書類 契約書(案)、設計図書補足説明書、特記仕様書
- ・現場説明 無
- ・その他

- (1) 技術提案書については、令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分までに、電子入札システムにて提出すること。
- (2) 入札書については、令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分から令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分までの間に電子入札システムにて提出すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 見積参考資料について、申請時に登録されている担当者のメールアドレスにて送付する。（〇月〇日送付予定）
- (5) 既存資料のデジタル閲覧については、以下のアドレスから入手してください。

<http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/index.html>

閲覧時に必要なパスワードは以下のとおりです。

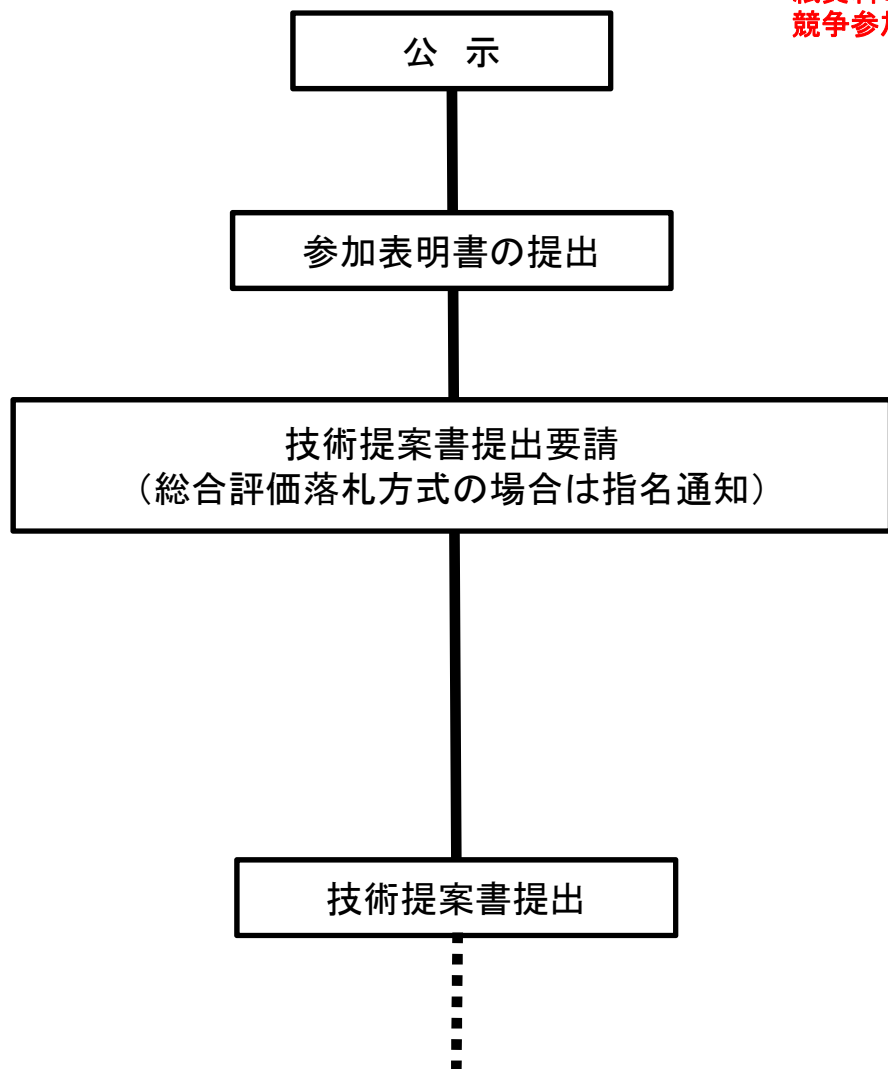
パスワード：◆◆◆◆◆◆

閲覧（ダウンロード可能）期間については、技術提案書の提出期限日の前日までの休日等を除く毎日とし、ただし最終日は〇〇時〇〇分までとします。

デジタル閲覧の  
項目を追記



### 発注手続日程



従来

デジタル閲覧を実施する案件についても紙資料の閲覧を引き続き実施することで、競争参加の判断を可能とする

デジタル閲覧

閲覧期間

誓約書の提出  
(参加表明書に添付)

技術提案書提出要請、  
若しくは指名通知  
(閲覧に必要な情報を加筆)

「デジタル閲覧期間」

閲覧期間(デジタル閲覧の場合はダウンロード期間)は、技術提案書提出期限日の前日まで

公開データ削除



## 4-1 その他留意事項

### 【工事、業務 共通】(変更点)

質問書の提出期限である16時を、申請書の提出期限の14時に統一する。

対象:原則、令和2年4月1日以降公告の工事、業務。

### 【業務】(留意点)

- 1) 入札説明書 様式2(技術者の経歴)と様式3(技術者の経歴)で異なる実績で申請する場  
合があったが、同じ経験を記載して頂きたい。一方で、様式にその旨の注意書きを記載する。
- 2) プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型)(簡易型)の評価項目「その他」において  
「重要事項の指摘」と「重要事項の指摘に対する対応」の記載はA4サイズ片面1枚以内とする。